

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第402号)

平成17年9月9日

横情審答申第402号

平成17年9月9日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年1月9日道北建第1015号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「港北ニュータウン10号線（都市計画道路8612）に関するしゅん工検査関係図書（港北ニュータウン（52規1134）について別紙道路（荏田地区）に関する次のもの 2 竣工検査関係図書一式）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「港北ニュータウン10号線（都市計画道路8612）に関するしゅん工検査関係図書（港北ニュータウン（52規1134）について別紙道路（荏田地区）に関する次のもの 2 竣工検査関係図書一式）」を不存在のため非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港北ニュータウン10号線（都市計画道路8612）に関するしゅん工検査関係図書（港北ニュータウン（52規1134）について別紙道路（荏田地区）に関する次のもの 2 竣工検査関係図書一式）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年9月25日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 港北ニュータウン事業は、住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）施行による土地区画整理事業で、本件請求の対象である港北ニュータウン10号線（以下「10号線」という。）は、港北ニュータウン土地区画整理事業の第二地区内に位置している。
- (2) 港北ニュータウン内の都市計画道路の多くは、土地区画整理事業の整備計画に併せて一体的に施工することにより効率的・効果的な事業の推進が図られるため、通常、横浜市は、事業認可を取得し、国庫補助事業として公団へ工事を委託して整備している。

公団へ工事を委託した場合は、「物品役務完了検査調書」に基づき検査を実施し、その際、しゅん工図書が提出されている。

10号線についても、都市計画道路であることから、公団へ委託して整備したものと考え、文書を捜索したが現存しなかった。そこで、当該土地区画整理事業が平成8年

度には完了していること、物品役務完了検査調書の保存期間は5年であることを理由に保存期間の経過による非開示決定を行った。

- (3) その後、異議申立人（以下「申立人」という。）より意見書の提出があり、再度捜索したところ、当該請求区間については、平成5年度に取得した事業認可区間に含まれているが、公団に対して工事を委託した区間には、当該請求区間が含まれていなかった。このため、当該請求区間は公団へ工事を委託することによって整備したものであることが判明した。

したがって、本件請求の対象行政文書は、道路工事検査済書が該当するが、平成9年4月の港北ニュータウン建設事務所の廃止に伴い、誤って廃棄し、現在保有していないため、当該文書は存在しないとする不存在非開示へと非開示理由を訂正する。

なお、この公団委託でない旨を申立人には平成15年7月1日に説明し、了承を得ている。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 非開示理由として「文書保存年限（5年）の経過により廃棄」とされているが、道路局においても竣工図書の保存年限は永年となっている。ちなみに緑道（構造及び安全性から見る重要度は幹線道路よりもはるかに低いもの）でさえも竣工図書は永年保存とされている。
- (3) 仮に何かの理由で当該課には不存在であるとしても港北NTにおいては竣工検査をもって（維持管理の）引受検査とするとされているので、引継図書（永年保存）の一部として写しが残っている筈なのでそれを開示して頂きたい。
- (4) 実施機関は非開示理由説明書において文書保存年限は5年であると説明しているが、横浜市では道路工事竣工検査関係図書は「10年～永年保存」と定められているので廃棄はありえない。その根拠は以下の通りである。

ア 「道路等の工事検査済書」は横浜市公文書目録によれば「第Ⅱ種」に当たり、保存年限は10年となっている。この場合の道路は、幹線道路、区画道路、歩行者専用道路、橋、歩道橋、地区界道路、コミュニティ道路等あらゆる種類の道路を含んでいる。請求した道路は平成7年頃の築造である故に廃棄はありえない。

イ 実施機関も非開示理由として委託工事における「物品役務完了検査調書」にふれ

ているが、これは物品の引渡し、支払いの根拠となる検査調書である。これも後述の「竣工図書」（10年保存）の中に含まれているので廃棄はありえない。

ウ 「竣工図書の保存年限は5年」という横浜市の説明に疑問があったので、試みに完成直後の別の道路（港北NT内）について開示請求を行ったところ、「港北ニュータウン関連街路3・3・45佐江戸北山田線（大榎地区）道路整備（その1）事業に関する平成10年度工事委託に係る事業費、委託費及び負担金の清算について（平成10年度道北建第1871号）」（以下「第1871号文書」という。）を得た。第1871号文書の中には「物品役務完成検査調書」「支出命令書」「完成届」「完成検査調書（公団作成）」「引渡書」等の竣工検査関係図書が全て含まれていた。これら第1871号文書一式は鑑に見るごとく「10年保存」となっている。（この道路も同じ港北ニュータウン内にある都市計画道路であり、横浜市発注（公団委託）という条件も今回の請求対象道路と同一である。）

エ 竣工図書に係わる情報はそのまま「管理引継図書」に残されるのである。即ち、横浜市要綱「土地区画整理事業等の施行区域内道路に関する事務取扱要綱」第11条は道路・橋の管理引継ぎの条件を示しているが、それによると「現地立会（引受検査）」の実施及び「平面図」「構造図」等の添付が義務付けられている。さらに港北ニュータウン事業の「確認書」も「竣工検査」はそのまま「引取検査」になるとしているのであり、「引継図書」の情報は「竣工図書」と同等の情報を提供するものと言える。（都計道路とて、道路局による竣工検査はそのまま引受検査となる点は同様である。）そもそも道路や下水道の管理引継ぎとは、横浜市の財産を引継ぐことである以上、「財産目録」に相当する引継図書は引継検査資料も含めて永年保存される。

オ 道路公団も建設省地方建設局もともに道路築造工事を行うところであるが、いずれも保存年限は「永年」としている。例えば建設省「地方建設局文書管理規程（資料略）」は数年前に入手したものであるが、「設計図、検査済書はもちろん、中間検査の資料も永年保存する」という説明を受けている。道路公団についても道路公団からのファックスが示す通りである。神奈川県も図面はマイクロフィルムで永年保存されている。横浜市のみ「5年」とは信じがたいことである。

(5) 申立人は10号線の当該区域も「横浜市施行の事業認可（県告示228号、6.3.25付）」である以上、事業施行者は横浜市（この場合は北部建設課（当時。現在は、建設課）が発注する。）である。従って文書作成者は北部建設課であると主張する。

(6) 実施機関は、公団委託でない旨を平成15年7月1日に申立人に説明し、了承を得ていると主張するが、確かに申立人は平成15年7月1日に新横浜のスクエアビルを訪問している（「説明をしたいので来てほしい」という要請があった。）。しかしながらその時の話は新羽荏田線に関するものであった。新羽荏田線に関する説明は、「新羽荏田線の点線部分は国から補助が来ていないので市の発注ではなく、公団が区画整理事業で行ったものである。故に北部建設課に資料はない」というものであった。このように「都計道路10号線」については資料も示されておらず、メモも全くないので、申立人は説明を聞いたとは思っていないが、最後に「異議申立てを取下げしてほしい」と言われたことは覚えている。「取り下げる」とすれば「10号線以外にはない」ので今にして「あったかも知れない」と思うのみである。

(7) 申立人は当該区域は公団委託工事であると主張する。北部建設課は「事業認可」「国庫補助」ということばを並べて「当該区域は公団委託か否か」をテーマにしているが、これは本質を避けて状況証拠（事業認可、国庫補助）をもとに「委託工事ではない」ことを示そうとしているに過ぎない。そもそも「委託」とは横浜市が道路工事の施行者（発注者）となって公団に工事を委託することである。従って、「当該区域の事業施行者が横浜市ではない」ことを示せばそれだけで立派に「委託工事ではない」ことが立証できるのである。にもかかわらず北部建設課が行っているのは「認可をとらないと補助が出ない。補助が出ないと横浜市の事業（委託工事）にならない」という状況証拠の積重ねに過ぎない（しかもそれすら立証できなかった。）。このような回りくどい言い方をせずとも、要は10号線工事が横浜市施行か否か調べればすぐ分かることである。10号線が横浜市の事業であれば北部建設課が発注したということはすぐ分かるのである。申立人はそのことを「原議番号716 神奈川県告示第228号（認可）平成6年3月25日 「横浜国際港都建設道路事業8・6・12号港北ニュータウン10号線（茅ヶ崎地区）」」（以下「告示」という。）によって示したいと思う。

この告示は、10号線の当該区域（荏田東4丁目）の事業認可を示すものであるが、「施行者 横浜市」と明示されている。ということはこの区域の事業の発注者は他の区域と同様に横浜市である。なお、港北NTにおいては公団事業との整合性（道路すりつけ、宅盤、排水との関係、工事進捗状況等）から公団委託しかないと説明されたことがある。その他にも「NTの都計道路は市の施行（すなわち公団委託）である」とも聞いた（北部開発課15.3.10）。なお、告示3件に示された10号線の総延長は2920mであり、都市計画図の延長とは10m短くなっている点につき、「これは10m単

位で四捨五入するので誤差の範囲内」と説明があった（都市計画課17.6.16）。ということとは10号線全線が事業認可されていることになる。

(8) 都計道路10号線は横浜市施行の道路事業であり、横浜市が発注（具体的には道路局北部建設課が発注）する以上、文書作成、保持者は道路局建設課であることに変わりはない。故に申立人は再度、北部建設課が作成した道路局固有の文書の開示を求める。例えば「佐江戸北山田線の竣工図書として開示されたものと同様の10号線の図書一式」又は「完成の日付けを示すもの（例えば「支払命令書」「物品役務完了検査調書」「道路建設工事台帳（北部建設課作成-文書分類表参照）」）」等を含む意見書記載文書を求める。この中に5年保存文書はない。

(9) なお、「道路工事検査済書」等は公団発注道路のみならず、横浜市発注道路等全ての道路を対象としているので、その中には本件10号線も含まれていることは想像しえる。しかしながら、これらの文書をもって道路局の文書の代替とはならない。申立人はあくまでも「道路局が作成、保有する文書」「道路局固有の文書」も要求しているのである。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、公団施行による土地区画整理事業で、宅地を整備するための宅地造成工事についても、公団が施行している。

港北ニュータウン第二地区宅地造成工事は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。）に基づき、横浜市と公団との間で宅地造成工事に関する協議が成立し、横浜市は、宅地造成工事に関する審査・検査業務を行い、平成9年3月31日にすべての工事が完了している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜国際港都建設道路事業8・6・12号港北ニュータウン10号線（茅ヶ崎地区）として平成6年3月25日神奈川県告示第228号によって認可を受けた道路のうち、開示請求書の添付図面に記された区間について竣工検査に関する文書を申立人が開示請求したものである。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 当審査会では、本件申立文書の存否について確認するため、平成17年7月8日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 港北ニュータウン内の都市計画道路の整備手法には、公団が土地区画整理事業

として整備する場合と、横浜市が街路事業として整備する場合があり、横浜市が街路事業として都市計画道路を整備する場合においては、土地区画整理事業の整備計画に併せて一体的に施工することにより効率的・効果的に事業の推進が図られるため、事業認可を取得し、国庫補助を受けて、事業を横浜市から公団へ委託している。

- (イ) 本件請求の対象である「しゅん工検査図書」については、横浜市が発注する請負工事の中で竣工検査図書という特定の文書はないが、一般的には請負工事の完成検査時に必要となる書類を指すものであると考えられる。本件請求区間内の道路は都市計画道路であることから、公団への委託業務という取扱いになると考えたため、委託業務の完了時に作成される「物品役務完了検査調書」が本件請求の対象行政文書であると考えた。

物品役務完了検査調書の保存期間は5年であり、本件請求に係る物品役務完了検査調書は既にすべてを廃棄済みで保有していないため、非開示とした。

- (ウ) その後、横浜市が都市計画道路を街路事業として公団へ委託して整備する場合には、公団と覚書を締結していた事実が判明したため、10号線全線のうち、本件請求区間が含まれる事業が認可された区間について締結された「横浜北部新都市第一地区歩行者専用道路8・6・5港北ニュータウン2号線及び第二地区歩行者専用道路8・6・12港北ニュータウン10号線（茅ヶ崎地区）に関する覚書について（平成7年度道北建第305号）」（以下「本件覚書」という。）を確認した結果、公団へ委託した区間は本件請求区間とは異なることが分かった。つまり、本件請求区間内の道路は横浜市が整備したものではなく、公団が土地区画整理事業として整備したものであることが判明した。

- (エ) 本件請求の対象行政文書には、公団が土地区画整理事業として整備した道路の竣工検査図書である道路工事検査済書が該当するが、平成9年4月の港北ニュータウン建設事務所の廃止に伴い、当該文書を誤って廃棄し、現在保有していないため、非開示理由を訂正する。

イ 実施機関は、本件覚書によって本件請求区間は公団へ委託した区間ではないことが判明したと説明していることから、当審査会で本件覚書の見分を行ったところ、本件覚書によって公団へ委託した区間は、本件請求区間と異なることが認められた。港北ニュータウン内の道路は横浜市又は公団が施工するものであるため、本件覚書によれば、本件請求区間内の道路は公団が土地区画整理事業で整備したものである

と推測される。

その一方で、本件請求区間について横浜市が公団へ委託した区間であることを示す覚書がほかに存在することもあり得ると考えられるため、実施機関に確認したところ、覚書は、事業認可を受けた区間ごとに締結して横浜市が公団へ委託する内容を定めるものであり、本件請求区間が含まれる事業が認可された区間については、本件覚書のみしか締結しておらず、そのほかに文書は存在しないとの説明であった。当審査会としては、このような実施機関の説明を覆すに足る確証を得ることはできず、本件請求区間内の道路について横浜市が公団へ委託して整備したものであることを推認させる事情も認めることはできなかった。

ウ 公団が土地区画整理事業で整備した道路の竣工検査関係図書としては、宅造法に基づく工事の完了検査に先立って道路・歩道橋だけを対象として実施された竣工検査の際に横浜市が公団に交付した道路工事検査済書が該当するが、平成14年9月24日都北開第136号により、廃棄済みのため不存在であるとして、申立人に非開示決定されていることが認められた。

エ したがって、本件申立文書が存在しないとする実施機関の主張に特段不合理な点を認めることはできなかった。

なお、本件処分は非開示理由が改められたものであるが、実施機関は、開示、非開示の判断にあたっては十分に関係資料を確認するなどして慎重に行うべきである。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年1月9日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年1月17日 (第5回第一部会) 平成15年1月24日 (第6回第二部会)	・諮問の報告
平成15年5月28日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年6月7日	・実施機関から非開示理由説明書(訂正)を受理
平成17年6月10日 (第64回第二部会)	・審議
平成17年6月21日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成17年6月24日 (第65回第二部会)	・審議
平成17年7月8日 (第66回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年7月22日 (第67回第二部会)	・審議
平成17年8月12日 (第68回第二部会)	・審議